

2022年度（令和4年度） 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業）の申請台数の変更のご案内
【1事業者4台から1事業者10台に変更】

当機構では関係省庁のご指導のもと、標記補助事業のさらなる利用促進を図り、効果的に二酸化炭素の排出削減を図るため、今般、下記のとおり申請台数の制限について変更を行うことといたしました。

これにより、すでに申請している事業者様や補助金の交付を受けた事業者様も、さらに追加して申請が可能となりましたのでご案内いたします。何卒、ご手配の程お願い申し上げます。

記

1. 低炭素型ディーゼルトラックの申請台数の制限の変更

現在1事業者様あたりの申請台数を、「1事業者4台」として受付を行っているところですが、効果的に二酸化炭素の排出削減を図るため、「**1事業者10台（リースにあっては貸渡先事業者）**」に変更することとしました。

なお、これまでに「1事業者4台」まで補助金の申請、交付を受けた事業者（リースにあっては貸渡先事業者）につきましても、計10台まで申請することができることとなりました。

2. 実施日

2022年（令和4年）10月17日（月）の申請受付分から実施します。

（留意事項）

- ・申請による審査は、申込み順に行います。
- ・予算額の残額が2割程度に達した場合には、当該日付以降は申し込み順による審査を行うことはせず、当該日付から2023年（令和5年）1月31日（火）までに申し込みのあったすべての交付申請を対象に審査を行います。また、予算残額を超える申請があった場合には、初めて申請を行う事業者、交付台数の少ない事業者を優先して抽選するなど配慮したうえ補助事業者を決定することとします。

3. 問合せ先

一般財団法人環境優良車普及機構

補助事業執行部 低炭素型ディーゼル車普及事業 岩崎、神保

電話 03-5341-4577